

警察関係公益信託監督等事務処理要領の制定について（例規通達）

令和 8 年 3 月 19 日

本部（警務）第13号

警察関係公益信託監督等事務処理要領を別添のとおり制定し、令和 8 年 4 月 1 日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

警察関係公益信託監督等事務処理要領

第 1 目的

この要領は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第30号。以下「法」という。）の施行に伴う公益信託制度に関する事務（以下「監督等事務」という。）における必要な事項を定めることにより、監督等事務を適正かつ円滑に処理することを目的とする。

第 2 準拠

監督等事務については、法等の規定によるほか、公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）（令和 7 年12月内閣府公益認定等委員会決定）に従い行うものとする。

第 3 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 公益信託

法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託をいう。

(2) 認可

法第 6 条に規定する公益信託の認可をいう。

(3) 警察関係公益信託

公益信託であって知事を法に規定する行政庁とするもののうち、公安委員会の所掌事務に係る事項を事業の目的とするものをいう。

(4) 総括主管課

警察関係公益信託に関する監督等事務の総合調整を行う所属をいう。

(5) 所管課

警察関係公益信託に関する監督等事務を直接担当する所属をいう。

第 4 監督等事務の根拠

監督等事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の 2 の規定に基づく知事と公安委員会との協議により、本部長が警察関係公益信託に関する知事の権限に属する事務（認可に関して知事が行う意見の陳述及び新潟県公益認定等審議会の運営に関する事務を除く。）を補助執行することにより行うものとする。

第 5 監督等事務の推進体制

1 総括主管課

警務部警務課とする。

2 所管課

認可を受け新たに警察関係公益信託の受託者になろうとするものがあるときは、

総括主管課がその事業の目的に関連する事務を所掌する所属を所管課として指定するものとする。

3 総括主管課と所管課の連携

総括主管課及び所管課は、随時相互に連携し、警察関係公益信託に対する適正な監督等事務を行うものとする。また、所管課においては、警察関係公益信託に対して認可等の処分を行う際は、事前に総括主管課と協議するものとする。

第6 監督等事務の基本

1 公益認定等事務支援システムの利用

監督等事務に関しては、できる限り公益認定等事務支援システム（国が整備した公益認定等総合情報システム内の公益認定等事務支援システムをいう。）を利用して行うものとする。

2 申請前の措置

所管課は、法の規定に基づく申請又は届出の前に相談を受けるように努め、事務手続が円滑に行われるように適切な助言等を行うものとする。

3 円滑な処分

所管課は、法の規定に基づく申請又は届出を受理した場合は、速やかに、法等の規定との整合性、欠格事由の該当性、申請書その他必要な提出書類の有無及びその記載内容を漏れなく審査し、適正かつ円滑な処分を行うものとする。